

愛川町起業支援・空き店舗再利用促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における起業及び起業の場として空き店舗の利用を促進するため、起業家に対して補助金を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 起業 各号のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始するとき。

イ 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立し、事業を開始するとき。

(2) テレワーク 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない起業をいう。

(3) 業開始の日 個人事業者にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。

(4) 空き店舗 仮設又は臨時の店舗ではなく、従前、恒常的に店舗として使用されていたものであつて、現在は、使用されていないものをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象者は、交付申請時に事業開始の日から1年を経過しない者であつて、次の各号のいずれかを満たすものとする。

(1) 個人又は法人であつて、町内で事業を開始するもの

(2) 個人又は法人であつて、町内でテレワークによる事業を開始するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業を営む者は、補助金の交付対象とはしない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業

(2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業

(3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(4) その他町長が適当でないと認める事業

3 第1項の規定にかかわらず、納期の到来した町税等を完納していない者及び愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号）第2条に定める暴力団又は暴力団員は、交付対象者から除外する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費は、事業開始の日までに係る経費であつて、起業に要した経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 店舗等借入費
- (3) 設備・備品購入費
- (4) マーケティング調査費
- (5) 広報費
- (6) 空き店舗の改築又は改造費
- (7) その他起業に必要な経費として町長が認めるもの

2 補助金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内で町長が定める。

- (1) 前条第1項第1号に該当するとき 前項第1号から第5号まで及び第7号の起業に要する経費の合計額の5分の1以内とし、10万円を限度とする。
- (2) 前条第1項第2号に該当するとき 前項第1号から第5号まで及び第7号の起業に要する経費の合計額の5分の1以内とし、15万円を限度とする。
- (3) 起業の場として空き店舗を利用するとき 空き店舗を店舗、事務所等としたときは、前項第6号の経費の3分の1以内とし、20万円を限度とする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の回数及び補助対象期間)

第5条 補助金の交付回数は、1申請者につき1回とする。

2 補助の対象となる期間は、事業開始前1年以内から事業開始の日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、愛川町起業支援・空き店舗利用促進補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業概要書(第2号様式)
- (2) 起業に要する経費の収支予算書(第3号様式)
- (3) 補助対象経費・空き店舗増改築経費を証明するものの写し
- (4) 登記事項証明書の写し(法人で登記を済ませているときに限る。)
- (5) 個人事業の開廃業等届出書の写し(個人事業者で開業しているときに限る。)
- (6) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種で、許認可を取得しているときに限る。)
- (7) 起業後の売上げ等収支が確認できる書類(3か月間以上の収支)
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査して、交付の適否

を決定し、愛川町起業支援・空き店舗利用促進事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「交付決定者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（第5号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたものと認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（実施状況等の報告）

第10条 町長は、必要と認めるときは、次の事項について報告を求め、又は調査することができる。

- （1） 補助事業の成果
- （2） 事業所等の事業内容、収支及び決算等
- （3） その他町長が必要と認める事項

（確認等）

第11条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は帳簿書類その他の物件に関し説明を求めることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

事業概要書

<p>1. 事業コンセプト （事業の特徴等について）</p>	
<p>2. 事業内容 （顧客・サービス内容・販路等について）</p>	
<p>3. 採算性 （事業計画、財務状況について）</p>	
<p>4. その他 （課題とその対策や解決策等について）</p>	

第3号様式（第6条関係）

起業に要する経費の収支予算書

【収入】

区 分	内 容	金 額（円）
事業収入		
自己資金		
補助金		
その他		
合 計		

【支出】

区 分	内 容	金 額（円）
合 計		

必要に応じて関係資料（写し）を添付してください。

第4号様式（第7条関係）

愛川町起業支援・空き店舗利用促進補助金交付決定通知書

年 月 日

殿

愛川町長

年 月 日付けで申請のありました起業支援・空き店舗利用促進補助金の交付について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
交 付 金 額	円
交付の条件又は 交付しない理由	

※ 補助金交付の申請に虚偽があったと認められたときは、この交付決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

第5号様式（第8条関係）

年度事業実績報告書

年 月 日

愛川町長 殿

住所又は所在地
補助事業者 名 称
氏名又は代表者名

年 月 日付けで交付決定を受けた補助事業の実績を愛川町起
業支援・空き店舗再利用促進事業実施要綱第8条の規定により報告します。

起 業 の 種 類	<input type="checkbox"/> 一 般 <input type="checkbox"/> テレワーク	
事 業 所 の 住 所		
事 業 所 名		
事 業 の 概 要	事 業 の 内 容	
	事 業 開 始 年 月 日	
	補 助 対 象 経 費	円
	経 費 の 主 な 内 訳	
空 き 店 舗 改 築 ・ 改 造 費 用	円	
補 助 金 額	円	
備 考		